

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上^(イ)の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(注) これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合を規定するものである。

(総会の議決事項及び総代会の規定の準用)
第〇〇条 〇〇^(イ)については、総会の議決を経るものとする。

2 第〇〇条、第〇〇条及び第〇〇条^(イ)の規定は、総会において準用する。

(注) 1 総代を置いている組合において、例えば「役員解任」等の重要な事項を総会議決事項とする場合には、本条に規定するものである。

(注) 2 第1項に規定した事項について、総会で議決を行うための招集手続き等準用が必要な条番号を列挙するものである。

(総会の議決事項及び成立要件)
第〇〇条 組合の解散及び合併は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、組合員の過半数^(イ)が出席し、その3分の2以上の多数^(イ)で決しなければならない。

(注) 第53条(注)1及び(注)2を参照のこと。

(総代会の規定の準用)
第〇〇条 第45条、第46条第1項及び第2項、第47条、第48条、第51条、第52条

削除

(総会(及び総代会)^(イ)運営規約)
第60条 この定款に定めるもののほか、総会(及び総代会)^(イ)の運営に関し必要な事項は、総会(及び総代会)^(イ)運営規約で定める。

(注) 総代を置いている組合にあっては「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」と規定するものである。

並びに第54条から第56条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第45条第2項中「総代会の招集を請求したとき、並びに総代が第26条第1項の規定により役員解任を請求したときは、」とあるのは、「総会の招集を請求したときは、」と^(イ)、第54条第1項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3^(イ)人」とあるのは「10^(イ)人」と、第55条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(注) 1 総代を置いている組合であっても役員解任を総会議決事項としている場合は、この読替規定は、削除すべきである。

(注) 2 第54条(注)2を参照のこと。

(総会(及び総代会)^(イ)運営規約)
第57条 この定款に定めるもののほか、総会(及び総代会)^(イ)の運営に関し必要な事項は、総会(及び総代会)^(イ)運営規約で定める。

(注) 総代を置いている組合にあっては「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」と規定するものである。

第5章 事業の執行

(事業の利用)
第61条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。ただし、第3条第〇号に掲げる事業の利用については、この限りでない。^(イ)

(注) 本条は、組合員と同一の世帯に属する者の組合事業の利用を認めた規定であるが、組合事業の性格上その利用者の範囲を組合の

第5章 事業の執行

(事業の利用)
第58条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。ただし、第3条第〇号に掲げる事業の利用については、この限りでない。^(イ)

(注) 本条は、組合員と同一の世帯に属する者の組合事業の利用を認めた規定であるが、組合事業の性格上その利用者の範囲を組合員

法第12条第2項

みに限るような事業については、ただし書のような規定を必ず置かなければならないものである。

(事業の品目等) (2)1

第62条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。(2)2

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、理容施設、美容施設及び〇〇施設とする。(2)3

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。(2)4

(1) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の火災事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する火災共済事業

(2) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその親族の死亡事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する生命共済事業

(3) 〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業(2)5

(4) 組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)

4 第3条第5号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。(第3条第6号に係るものを除く。)(2)6

(1) 医療事業

(2) 訪問看護事業

5 第3条第6号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所を経営する事業

(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保

のみに限るような事業については、ただし書のような規定を必ず置かなければならないものである。

(事業の品目等) (2)1

第59条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。(2)2

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、理容施設、美容施設及び〇〇施設とする。(2)3

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業(以下「共済事業」という。)は、次に掲げるものとする。(2)4

(1) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の火災事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する火災共済事業

(2) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその親族の死亡事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する生命共済事業

(3) 〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業(2)5

4 第3条第5号に規定する保健医療の向上及び福祉の増進を図る事業は、次に掲げるものとする。(2)6

(1) 医療事業

(2) 訪問看護事業(第4号に係るものを除く。)

(3) 保育所を経営する事業

(4) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業(2)7

(3) 組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)(2)8

(注)1 本条は、第3条に規定する事業種目に従って規定するもので、第3条に掲げていない事業種目については規定する必要はない。

(注)2 本項は、現に供給し及び供給しようとしている主要な品目について、例示的に規定するものである。しかしながら、酒税法による酒類の小売業を行う場合は、税務署長の免許を必要とし、たばこ事業法による小売販売業を行う場合は、財務(支)局に許可を申請しなければならず、医薬品の販売を行う場合は、薬品又は医薬品の販売業として都道府県知事の許可を受けなければならず、このような免許又は許可の申請に当たっては、定款の提出を求められることもあり得るので、本条において、その品目を明記しておくことが必要である。

(注)3 本項は、現に設置し及び設置しようとしている施設の種類の種類を具体的に規定するものである。

ただし、医療事業、訪問看護事業、保育所を経営する事業、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に基づく保健福祉に関する事業等は本項から分離し、本条第5項に規定するものである。

健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業(2)7

(5) 介護人の派遣その他組合員の保健福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)(2)8

(注)1 本条は、第3条に規定する事業種目に従って規定するもので、第3条に掲げていない事業種目については規定する必要はない。

(注)2 本項は、現に供給し及び供給しようとしている主要な品目について、例示的に規定するものである。しかしながら、酒税法による酒類の小売業を行う場合は、税務署長の免許を必要とし、たばこ事業法による小売販売業を行う場合は、財務(支)局に許可を申請しなければならず、医薬品の販売を行う場合は、薬品又は医薬品の販売業として都道府県知事の許可を受けなければならず、このような免許又は許可の申請に当たっては、定款の提出を求められることもあり得るので、本条において、その品目を明記しておくことが必要である。

(注)3 本項は、現に設置し及び設置しようとしている施設の種類の種類を具体的に規定するものである。

ただし、医療事業、訪問看護事業、保育所を経営する事業、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づく保健福祉に関する事業等及び組合員のみを対象とした介護人派遣事業等は本項から分離し、本条第4項

(注) 4 本項は、現に行い及び行おうとしている共済を図る事業の種類を具体的に規定するものである。また、共済事業又は受託共済事業を行う組合で保険代理に関する事業を行う場合には、別項で内容を具体的に規定するものである。

- (注) 5 第3条(注)2を参照のこと。
 (注) 6 本項は、第3条第5号に規定する事業のうち、現に行い及び行おうとしている医療事業の種類を規定するものである。
 (注) 7 本号の事業のうち新たな事業を追加していく場合にも、本号の改正を要しないものである。
 (注) 8 本号に規定する事業は、福祉に関する役務提供事業のうち、現に行い及び行おうとしているものの主要な事業について、例示的に規定するものである。

(共済掛金及び共済金) (13)

第〇〇条 共済事業に係る共済契約1口当たりの共済掛金及び共済金の額は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共済掛金額	共済金額
火災共済事業	年 〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	年 〇〇円	〇〇万円

に規定するものである。

(注) 4 本項は、現に行い及び行おうとしている共済事業の種類を具体的に規定するものである。

- (注) 5 第3条(注)2を参照のこと。
 (注) 6 本項は、第3条第5号に規定する事業のうち、現に行い及び行おうとしている保健福祉事業の種類を規定するものである。
 (注) 7 本号の事業のうち新たな事業を追加していく場合にも、本号の改正を要しないものである。
 (注) 8 本号に規定する事業は、組合員のみを対象とした保健福祉に関する役務提供事業のうち、現に行い及び行おうとしているものの主要な事業について、例示的に規定するものである。

(共済掛金及び共済金) (13)

第〇〇条 共済事業に係る共済契約1口当たりの共済掛金及び共済金の額は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共済掛金額	共済金額
火災共済事業	年 〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	年 〇〇円	〇〇万円

(14) 2

共済事業の種類	共済掛金額の最高限度	共済金額の最高限度
火災共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円

(14) 3

- (注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。
 (注) 2 例えば、火災共済事業について、共済の目的の共済事故発生の危険の程度にしたがって、共済契約1口当たりの共済掛金の額に段階を設ける組合にあつては、各段階ごとの共済掛金の額を示すことが必要である。
 (注) 3 (注)2にあるように、1口当たりの共済掛金の額が段階別に分れている組合にあつては、各段階のうち、最も高い共済掛金の額を基準として、共済掛金の額の最高限度を定めるものである。

(共済事業規約) (14)

第〇〇条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法その他事業の実施に関し法令に定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(14) 2

共済事業の種類	共済掛金額の最高限度	共済金額の最高限度
火災共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円

(14) 3

- (注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。
 (注) 2 例えば、火災共済事業について、共済の目的の共済事故発生の危険の程度にしたがって、共済契約1口当たりの共済掛金の額に段階を設ける組合にあつては、各段階ごとの共済掛金の額を示すことが必要である。
 (注) 3 (注)2にあるように、1口当たりの共済掛金の額が段階別に分れている組合にあつては、各段階のうち、最も高い共済掛金の額を基準として、共済掛金の額の最高限度を定めるものである。

(共済事業規約) (14)

第〇〇条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法その他事業の実施に関し必要な事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

<p>(貸付事業規約) (注)</p> <p>第〇〇条 この組合は、貸付事業について、その実施方法及び貸付けの契約その他事業の実施に関し法令に定める事項を、貸付事業規約で定めるものとする。</p> <p>(注) 本条は、貸付事業を行う組合のみが規定するものである。</p>		
<p style="text-align: center;">第6章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第63条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。</p> <p>(財務処理)</p> <p>第64条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成するものとする。</p> <p>(収支の明示)</p> <p>第65条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。(注)</p> <p>(注) 第3条に規定する事業の種類ごとに収支を明らかにすることにより、各事業の経営内容の評価、効率化に寄与するものである。</p> <p>(共済事業の区分経理) (注)</p> <p>第〇〇条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。</p> <p>(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定</p>	<p style="text-align: center;">第6章 財務</p> <p>(事業年度)</p> <p>第60条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。</p> <p>(財務処理)</p> <p>第61条 この組合は、この組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、財務諸表を作成するものとする。</p> <p>(収支の明示)</p> <p>第62条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。</p> <p>(経理の区分) (注)</p> <p>第〇〇条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。</p> <p>(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定</p>	<p style="text-align: right;">法第50条の3</p>

<p>するものである。</p> <p>(医療福祉等事業の区分経理)</p> <p>第〇〇条 この組合は、次に掲げる事業(以下、「医療福祉等事業」という。)に係る経理とその他の経理を区分するものとする。</p> <p>(1) 施行規則第9条に規定する事業の範囲内の事業 (注)</p> <p>(2) 施行規則第9条に規定する事業の範囲内の事業 (注)</p> <p>(注) 組合において、行っている事業を規定するものである。</p>	<p>するものである。</p>	
---	-----------------	--

<p>(他の経理への資金運用の禁止) (注)</p> <p>第〇〇条 この組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。</p> <p>(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。</p> <p>(法定準備金)</p> <p>第66条 この組合は、出資総額の2分の1(出資総額)に相当する額(注)に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1(5分の1)に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のて</p>	<p>(他の経理への資金運用の禁止) (注)</p> <p>第〇〇条 この組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。</p> <p>(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。</p> <p>(法定準備金)</p> <p>第63条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額(注)に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のて</p>	<p style="text-align: right;">法第50条の4</p> <p style="text-align: right;">法第51条の4第1項～3項</p>
---	---	---

ん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(注) 1 法定準備金の額を「出資総額の2分の1に相当する額」とすることは、法第51条の4第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額に相当する額」というように増額することは差し支えない。なお、共済事業を行う組合にあっては、「出資総額に相当する額」とすることは、法第51条の4第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額の2倍に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(注) 2 共済事業を行う組合にあっては、5分の1と規定するものである。

(教育事業等繰越金)

第67条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額⁽²⁾以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第7号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。

なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(注) 教育事業等繰越金の額を「毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額」とすることは、法第51条の4第4項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを例えば「10分の1に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(医療福祉等事業の積立金)⁽³⁾

ん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(注) 法定準備金の額を「出資総額の2分の1に相当する額」とすることは、法第51条第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(教育事業繰越金)

第64条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額⁽²⁾以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第6号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(注) 教育事業繰越金の額を「毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額」とすることは、法第51条第4項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを例えば「10分の1に相当する額」というように増額することは差し支えない。

法第51条の4第4項、5項

第〇〇条 この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(注) 医療福祉等事業のみを行う組合については、第68条から第72条まで規定しないものである。

法第51条の2

(剰余金の割戻し)

第68条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額⁽¹⁾⁽²⁾に応じて組合員に割戻すことができる。

2 この組合は、期日の到来した出資の払込みを終了しない組合員について、その出資の払込みを終わるまでその組合員に割戻すべき剰余金をその払込みに充てることことができる⁽³⁾。

(注) 1 貸付事業を実施している組合については、「又は払込んだ出資額」を削除するものである。

(注) 2 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本項を規定する必要はない。

(利用分量に応ずる割戻し)

第69条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第66条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第67条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うこと

(剰余金の割戻し)

第65条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割戻すことができる。

2 この組合は、期日の到来した出資の払込みを終了しない組合員について、その出資の払込みを終わるまでその組合員に割戻すべき剰余金をその払込みに充てることことができる⁽³⁾。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本項を規定する必要はない。

(利用分量に応ずる割戻し)

第66条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第63条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第64条第1項の規定による教育事業繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うこと

法第52条

とができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の（種類別ごとの）^(a)、利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度（毎月ごとに）^(a)、利用した事業の（種類別及び）^(a)、分量を証する領収書（利用高券・レシート等）^(a)を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の（種類別ごとの）^(a)、利用分量の総額がこの組合の（その）^(a)、事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、（その事業についての）^(a)、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総（代）^(a)、会の議決があったときは、速やかに（利用分量割戻しを行う事業の種類、）^(a)、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告^(a)するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総（代）^(a)、会の終了の日から6箇月を経過する日^(a)、までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）^(a)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日^(a)、までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利

とができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の（種類別ごとの）^(a)、利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度（毎月ごとに）^(a)、利用した事業の（種類別及び）^(a)、分量を証する領収書（利用高券・レシート等）^(a)を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の（種類別ごとの）^(a)、利用分量の総額がこの組合の（その）^(a)、事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、（その事業についての）^(a)、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総（代）^(a)、会の議決があったときは、速やかに（利用分量割戻しを行う事業の種類、）^(a)、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告^(a)するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総（代）^(a)、会の終了の日から6箇月を経過する日^(a)、までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）^(a)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日^(a)、までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利

用高券・レシート等）^(a)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度^(a)における事業の剰余金に算入するものとする。

(注) 1 利用分量の割戻しは、組合事業全体の利用分量に応じて、また組合の事業の種類別ごとにも行うことができるものであり、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の利用分量に応じて」とし、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて」とすればよい。以下事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては(注) 1の箇所を括弧書の例により規定するものである。なお、医療福祉等事業については、利用分量の割戻しの対象から除くものである。

(注) 2 組合が利用分量の割戻しを行おうとするときは、施行規則第〇〇条第〇項の規定

用高券・レシート等）^(a)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度^(a)における事業の剰余金に算入するものとする。

(注) 1 利用分量の割戻しは、組合事業全体の利用分量に応じて、また組合の事業の種類別ごとにも行うことができるものであり、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の利用分量に応じて」とし、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて」とすればよい。以下事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては(注) 1の箇所を括弧書の例により規定するものである。

(注) 2 組合が利用分量の割戻しを行おうとするときは、財務処理規則第23条第1項の

により、組合事業を利用する組合員に対し領収書を交付しなければならないこととされている。しかし、この領収書の交付については、例えば、食料品及び日用品の供給事業のように、その都度行うことが事務的に非常に複雑で、組合の事務処理に混乱を招くような場合も考えられるので、このような場合にあっては、領収書の交付を1箇月分の利用分量をまとめて行うものとしても差し支えないものである。

(注) 3 利用分量割戻しを行おうとする組合は、施行規則第〇〇条第〇項の規定により、「領収書その他の当該利用分量を確認することができる証拠書類」を組合事業を利用する組合員に交付しなければならないものであって、その名称は、「領収書」とらわれる必要はなく、利用分量を確認することができる証拠書類であればよいものであるから、例えば、共済事業については、「共済掛金預り金受領書」というようにすればよいものである。

(注) 4 利用分量の割戻しは、施行規則第〇〇条第〇項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該組合の事業総額の5割以上となったとき」でなければ行ってはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合については、「この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該施行規則に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用分量

規定により、組合事業を利用する組合員に対し領収書を交付しなければならないこととされている。しかし、この領収書の交付については、例えば、食料品及び日用品の供給事業のように、その都度行うことが事務的に非常に複雑で、組合の事務処理に混乱を招くような場合も考えられるので、このような場合にあっては、領収書の交付を1箇月分の利用分量をまとめて行うものとしても差し支えないものである。

(注) 3 利用分量割戻しを行おうとする組合は、財務処理規則第23条第1項の規定により、「領収書その他の当該利用分量を確認することができる証拠書類」を組合事業を利用する組合員に交付しなければならないものであって、その名称は、「領収書」とらわれる必要はなく、利用分量を確認することができる証拠書類であればよいものであるから、例えば、共済事業については、「共済掛金預り金受領書」というようにすればよいものである。

(注) 4 利用分量の割戻しは、財務処理規則第23条第2項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該組合の事業総額の5割以上となったとき」でなければ行ってはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該省令に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用

の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注) 5 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 6 「公告」は最低限の手段であり、この他店舗への掲示や組合機関誌への掲載等の方法を使い、組合員全員に周知を図るものである。

(注) 7 組合員の組合に対する利用分量割戻金の請求期間は、組合の実情により適宜定めて差し支えないが、おおむね6箇月程度が適当であろう。

(注) 8 施行規則第〇〇条第〇項の規定により、利用分量割戻しは、利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を超えない期間内に、すなわち、翌々事業年度の末日までに行われなければならないこととされているものであるから、この範囲内において、例えば、「翌事業年度の末日まで」として、割戻事務の迅速化を図ることは差し支えない。

(注) 9 割戻しを行うことができなかった額を、どこの年度の剰余金に算入するかは、もっぱら割戻金の支払期間との関連において定まってくるものであるから、割戻金の支払を「翌々事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌々事業年度」と規定し、割戻金の支払を「翌事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌事業年度」と規定するものである。

分量の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注) 5 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 6 「公告」は最低限の手段であり、この他店舗への掲示や組合機関誌への掲載等の方法を使い、組合員全員に周知を図るものである。

(注) 7 組合員の組合に対する利用分量割戻金の請求期間は、組合の実情により適宜定めて差し支えないが、おおむね6箇月程度が適当であろう。

(注) 8 財務処理規則第23条第4項の規定により、利用分量割戻しは、利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を超えない期間内に、すなわち、翌々事業年度の末日までに行われなければならないこととされているものであるから、この範囲内において、例えば、「翌事業年度の末日まで」として、割戻事務の迅速化を図ることは差し支えない。

(注) 9 割戻しを行うことができなかった額を、どこの年度の剰余金に算入するかは、もっぱら割戻金の支払期間との関連において定まってくるものであるから、割戻金の支払を「翌々事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌々事業年度」と規定し、割戻金の支払を「翌事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌事業年度」と規定するものである。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第70条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
 - 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割^(a)以内の額とする。
 - この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総(代)^(a)の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告^(a)するものとする。
 - 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総(代)^(a)の終了の日から6箇月を経過する日^(a)までにこれをしなければならない。
 - この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
 - この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総(代)^(a)の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出

(出資額に応ずる割戻し)

- 第67条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
 - 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割^(a)以内の額とする。
 - この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総(代)^(a)の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告^(a)するものとする。
 - 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総(代)^(a)の終了の日から6箇月を経過する日^(a)までにこれをしなければならない。
 - この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
 - この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総(代)^(a)の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出

資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(出資額に応ずる割戻し)^(a)

(第〇〇条 この組合は、出資額に応ずる割戻しを行うことができない。)

(注)1 法第52条第4項の規定により、組合における出資額に応ずる割戻しは、年1割を超えてはならないとされているもので、この範囲内においては、組合の実情により、さらにこれを例えば「5分」というように、制限することは差し支えない。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 前条(注)6を参照のこと。

(注)4 前条(注)7を参照のこと。

(注)5 貸付事業を実施している組合については、括弧書きのように規定するものである。

(端数処理)

第71条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に〇円未満^(a)の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注) この端数切捨ては、通貨価値のない端数を整理して事務処理の繁雑化を防止するとともに、計算上の便宜のためのものであるから、組合の実情により、1円未満、5円未満、10円未満というように適宜定めればよい。

(その他の剰余金処分)

第72条 この組合は、剰余金について、第68条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み

資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(注)1 法第52条第4項の規定により、組合における出資額に応ずる割戻しは、年1割を超えてはならないとされているもので、この範囲内においては、組合の実情により、さらにこれを例えば「5分」というように、制限することは差し支えない。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 前条(注)6を参照のこと。

(注)4 前条(注)7を参照のこと。

(端数処理)

第68条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に〇円未満^(a)の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注) この端数切捨ては、通貨価値のない端数を整理して事務処理の繁雑化を防止するとともに、計算上の便宜のためのものであるから、組合の実情により、1円未満、5円未満、10円未満というように適宜定めればよい。

(その他の剰余金処分)

第69条 この組合は、剰余金について、第65条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み

立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第73条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(資産運用の基準)

第70条 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法^(a)以外の方法では運用しないものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、郵便局、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会等として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得
- (3) 貸付信託の受益証券の取得
- (4) 金銭債権の取得
- (5) 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関、外国の地方公共団体若しくは外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得
- (6) 証券投資信託の受益証券の取得
- (7) 担保付社債又はその発行する株式が証券取引所(外国の証券取引所を含む。次号において同じ。)に上場されている株式会社が発行する社債の取得
- (8) その発行する株式が証券取引所に上場さ

立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第70条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(資産運用の基準) (a)

第70条 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法^(a)以外の方法では運用しないものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、郵便局、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会等として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得
- (3) 貸付信託の受益証券の取得
- (4) 金銭債権の取得
- (5) 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関、外国の地方公共団体若しくは外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得
- (6) 証券投資信託の受益証券の取得
- (7) 担保付社債又はその発行する株式が証券取引所(外国の証券取引所を含む。次号において同じ。)に上場されている株式会社が発行する社債の取得
- (8) その発行する株式が証券取引所に上場さ

れている株式会社が発行する株式の取得

- (9) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭の信託(ただし、運用方法を特定する金銭の信託(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第24条第1項による認可を受けた投資顧問業者との投資一任契約によるものを除く。))については、前各号で運用されるものに限る。)
 - (10) 信託業務を営む銀行又は信託会社への第2号、第3号及び第5号から第8号までに規定する有価証券の信託
 - (11) 組合員を被保険者とする生命保険契約の締結
 - (12) 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によって保証されることとなっている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によって補償されることとなっている貸付けに限る。)
 - (13) 共済契約に基づき共済契約者に対して行う貸付け
 - (14) 厚生労働大臣の承認を受けた方法
- 2 次の各号^(a)に掲げる資産の合計額は、この組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあつては同号に定める割合^(a)を乗じて得た額以上、第2号から第5号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合^(a)を乗じて得た額以下であることとする。
- (1) 前項第1号から第4号(元本が保証されているものに限る。)までに掲げる方法、同項第7号のうち担保付社債の取得による方法並びに同項第11号及び第13号に掲げる方

れている株式会社が発行する株式の取得

- (9) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭の信託(ただし、運用方法を特定する金銭の信託(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第24条第1項による認可を受けた投資顧問業者との投資一任契約によるものを除く。))については、前各号で運用されるものに限る。)
 - (10) 信託業務を営む銀行又は信託会社への第2号、第3号及び第5号から第8号までに規定する有価証券の信託
 - (11) 組合員を被保険者とする生命保険契約の締結
 - (12) 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によって保証されることとなっている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によって補償されることとなっている貸付けに限る。)
 - (13) 共済契約に基づき共済契約者に対して行う貸付け
 - (14) 厚生労働大臣の承認を受けた方法
- 2 次の各号^(a)に掲げる資産の合計額は、この組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあつては同号に定める割合^(a)を乗じて得た額以上、第2号から第5号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合^(a)を乗じて得た額以下であることとする。
- (1) 前項第1号から第4号(元本が保証されているものに限る。)までに掲げる方法、同項第7号のうち担保付社債の取得による方法並びに同項第11号及び第13号に掲げる方

法で運用する資産 100分の70

(2) 前項第6号に掲げる方法（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）及び同項第8号に掲げる方法で運用する資産 100分の20

(3) 前項第12号に掲げる方法で運用する資産 100分の10

(4) 前項各号に掲げる方法で運用する資産のうち外貨建てのもの 100分の20

(5) 同一の株式会社が発行する金銭債権並びにその株式会社が発行する社債及び株式の取得により運用する資産 100分の10

3 この組合は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならない。(a)ものとする。(a)。

4 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。

(注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(注) 2 組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用については、財務処理規則第20条に規定されているところであるが、各組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用方法については、その範囲内において、事業の目的、資産の性質等に照らして適当であると認められるもののみを規定するものであること。

(注) 3 本項は、共済期間が1年を超える共済事業を行う組合については、第1号中「100分の70」とあるのは「100分の50」と、第2号及び第4号中「100分の20」とあるのは「100分の30」として適用する。

(注) 4 本項各号に掲げられた割合について

法で運用する資産 100分の70

(2) 前項第6号に掲げる方法（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）及び同項第8号に掲げる方法で運用する資産 100分の20

(3) 前項第12号に掲げる方法で運用する資産 100分の10

(4) 前項各号に掲げる方法で運用する資産のうち外貨建てのもの 100分の20

(5) 同一の株式会社が発行する金銭債権並びにその株式会社が発行する社債及び株式の取得により運用する資産 100分の10

3 この組合は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならない。(a)ものとする。(a)。

4 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。

(注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(注) 2 組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用については、財務処理規則第20条に規定されているところであるが、各組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用方法については、その範囲内において、事業の目的、資産の性質等に照らして適当であると認められるもののみを規定するものであること。

(注) 3 本項は、共済期間が1年を超える共済事業を行う組合については、第1号中「100分の70」とあるのは「100分の50」と、第2号及び第4号中「100分の20」とあるのは「100分の30」として適用する。

(注) 4 本項各号に掲げられた割合について

は、各組合の事業の目的、資産の性質等に照らして、その範囲内において適宜定めて差し支えない。ただし、法第50条の7第1項の承認を受けた組合にあっては、当該承認に係る割合を規定するものである。

(注) 5 信託業務を営む銀行又は信託会社への運用方法を特定しない金銭の信託及び組合員を被保険者とする生命保険契約の締結による運用については、第2項の制限の対象に含まれないものである。

(注) 6 第2項及び本項については、第1項の規定に応じて適宜規定すればよい。

は、各組合の事業の目的、資産の性質等に照らして、その範囲内において適宜定めて差し支えない。ただし、法第50条の7第1項の承認を受けた組合にあっては、当該承認に係る割合を規定するものである。

(注) 5 信託業務を営む銀行又は信託会社への運用方法を特定しない金銭の信託及び組合員を被保険者とする生命保険契約の締結による運用については、第2項の制限の対象に含まれないものである。

(注) 6 第2項及び本項については、第1項の規定に応じて適宜規定すればよい。

(投機取引等の禁止)

第7.1条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第7.2条 この組合は、この組合が定める規則(a)により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(注) 組合の事業及び財務の状況についてはできる限り組合員に開示されるべきであり、開示する範囲、開示の方法等については、組合ごとの実情に応じて適宜基準を定めるものである。特に、共済事業を行う組合にあっては、財務処理規則第22条の趣旨に鑑み、資産の運用方法及び運用実績に関する情報についても開示する範囲に含める必要がある。なお、第37条(注)3についても参照のこと。

(投機取引等の禁止)

第7.1条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第7.2条 この組合は、この組合が定める規則(a)により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(注) 組合の事業及び財務の状況についてはできる限り組合員に開示されるべきであり、開示する範囲、開示の方法等については、組合ごとの実情に応じて適宜基準を定めるものである。特に、共済事業を行う組合にあっては、財務処理規則第22条の趣旨に鑑み、資産の運用方法及び運用実績に関する情報についても開示する範囲に含める必要がある。なお、第37条(注)3についても参照のこと。

第7章 解散

(解散)

第7章 解散

(解散)

第76条 この組合は、総(代)⁽⁴⁾会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員を除く。)が20人未満⁽⁴⁾になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(注) 1 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 2 「20人未満」は、法第64条第1項の規定に基づく最低限度の人数であるので、組合の規模及び実情により、さらにこれを例えば「50人未満」、「100人未満」というように多人数にすることは差し支えない。

(残余財産の処分)

第77条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総(代)⁽⁴⁾会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

第73条 この組合は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員を除く。)が20人未満⁽⁴⁾になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(注) 「20人未満」は、法第64条第1項の規定に基づく最低限度の人数であるので、組合の規模及び実情により、さらにこれを例えば「50人未満」、「100人未満」というように多人数にすることは差し支えない。

(残余財産の処分)

第74条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(合併)

第75条 この組合が合併をしようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受ける

法第62条

削除

第8章 雑則

(公告の方法)

第78条 この組合の公告は、以下の方法で行う。⁽⁴⁾

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 官報に掲載する方法
- (3) 日刊新聞紙に掲載する方法
- (4) 電子広告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)、(3)及び(4)に規定する方法⁽⁴⁾により行うものとする。

(注) 1 各号のうち組合の実情により、現に行うものを記載するものである。

(注) 2 第1項第2号を除き、組合の実情により、現に行うものを記載するものである。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第79条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告

ものとする。

2 理事は、前項の合併契約書の要領を第47条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3 合併によって組合を設立する場合においては、総会において組合員のうちから合併によって設立する組合の設立委員を選任するものとする。

4 第53条の規定は、第1項の規定による承認及び前項の規定による設立委員の選任について準用する。

第8章 雑則

(公告の方法)

第76条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示して行う。

(公告の方法)

(第76条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示して行い、かつ、〇〇新聞に掲載して行う。)⁽⁴⁾

(注) 組合の実情により、組合の公告を掲示場のみでなく、新聞又は機関紙にも掲載して行う場合は、その紙名を具体的に明示し、括弧書の例により規定すればよい。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第77条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所

法第26条第3項

法第39条

<p>を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。</p> <p>(実施規則) 第80条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>をこの組合に通知したときは、その場所にあてて行う。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。</p> <p>(実施規則) 第78条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日) 1 この定款は、この組合成立の日(ア)から施行する。</p> <p>(注) 現実に施行しようとする年月日を規定するもので、例えば、平成20年4月1日からこの定款を施行しようという場合には、「平成20年4月1日」からと規定するものである。</p> <p>(成立当初の役員任期) 2 この組合の成立当初における役員任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。</p> <p>(成立後第1期の総代) (注) ○ この組合の成立後第1期の総代の定数、選挙区、選挙の方法その他総代の選挙に関し必要な事項は、第○○条及び第○○条の規定にかかわらず理事会において定める。</p> <p>(注) 本項は、総代をおいている組合で、か</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日) 1 この定款は、この組合成立の日(ア)から施行する。</p> <p>(注) 現実に施行しようとする年月日を規定するもので、例えば、昭和39年4月1日からこの定款を施行しようという場合には、「昭和39年4月1日」からと規定するものである。</p> <p>(成立当初の役員任期) 2 この組合の成立当初における役員任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。</p> <p>(成立後第1期の総代) (注) ○ この組合の成立後第1期の総代の定数、選挙区、選挙の方法その他総代の選挙に関し必要な事項は、第○○条及び第○○条の規定にかかわらず理事会において定める。</p> <p>(注) 本項は、総代をおいている組合で、か</p>	
<p>つ、組合成立後最初の総代選挙に関し必要な事項を理事会で定めることとしている組合のみが規定するものである。</p> <p>(成立当初の事業年度) 3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第63条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から(翌年)〇月〇日(ア)までとする。</p> <p>(注) 組合成立の年月日が、組合の事業年度の中途である場合には、次年度からの事業年度を正常化するため、本条を規定し、当初の年度の終了日を調整する必要がある。</p>	<p>つ、組合成立後最初の総代選挙に関し必要な事項を理事会で定めることとしている組合のみが規定するものである。</p> <p>(成立当初の事業年度) 3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第60条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から(翌年)〇月〇日(ア)までとする。</p> <p>(注) 組合成立の年月日が、組合の事業年度の中途である場合には、次年度からの事業年度を正常化するため、本条を規定し、当初の年度の終了日を調整する必要がある。</p>	